

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年12月27日
株式会社トップス
代表取締役社長 箱崎 英次
問合せ先：代表取締役副社長 村本 光彦
03-5570-3448

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	0%
-----------	----

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村本 光彦	342,713	17.14
箱崎 英次	341,185	17.06
四谷 秋水	305,395	15.27
桂 浩一	167,469	8.37
伊久間 哲	166,209	8.31
槇田 幸夫	166,209	8.31
佛京 達也	74,161	3.71
竹下 浩邦	71,998	3.60
畑野 克広	71,998	3.60
桂 潤子	58,687	2.93

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤松 育子	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
赤松 育子	—	—	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験から中立的な立場としてアドバイスが頂けるものと判断し選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査部門及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。	
社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 慶介	公認会計士													
藤松 文	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
青木 慶介	—	—	公認会計士として企業財務・経理に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・税務に関する高い知見を、客観的且つ中立的な立場で当社の監査に反映して頂く為、社外監査役に選任しております。
藤松 文	—	—	弁護士資格を有しており、法務の専門家としての豊富な経験・知識から法令遵守及びガバナンス強化に貢献いただけるものと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当事項に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社社内役員及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当事項に関する補足説明

当社では役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しており、各取締役の報酬額については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業統治の体制の内容)

(1) 取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2) 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催される定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査報告を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

(3) 経営会議

経営会議は、常勤の取締役、監査役、その他、取締役が指名する管理職等により構成され、毎月1回開催し、重要な業務執行の意思決定を機動的に行うとともに、全社的な課題等の情報を共有しております。

(4) 内部監査及び監査役監査

内部監査は、代表取締役の直轄機関として設置されている内部監査室(内部監査担当1名)が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査室は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は、内部監査室より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

(5) 会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受けております。なお、2024年9月期において監査を執行した公認会計士は陶江徹氏、横山雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他14名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料のホームページ掲載	当社 Web サイトに IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じてステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ①コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規定等に則り業務を執行する。 ②諸規程を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。 ③取締役会は、法令、諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。 ④反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。 ⑤当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。 ⑥代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、各業務執行部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。 (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。 ②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。 (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ①「リスク管理委員会」を原則として年4回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催し、当社に係る広範なリスク管理についての協議を行い、必要な対策の検討を行う。
--

②各業務執行取締役は、その所管の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

②事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(5) 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

監査役は、各部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前に取り締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。

②取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社 zu 著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

③監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

②監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求は拒否し、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況については、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、被害防止に向けた対策として、反社会的勢力の情報を集約したデータベース（日経テレコン）を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力等の排除に関する覚書を結ぶようにしています。

V. その他

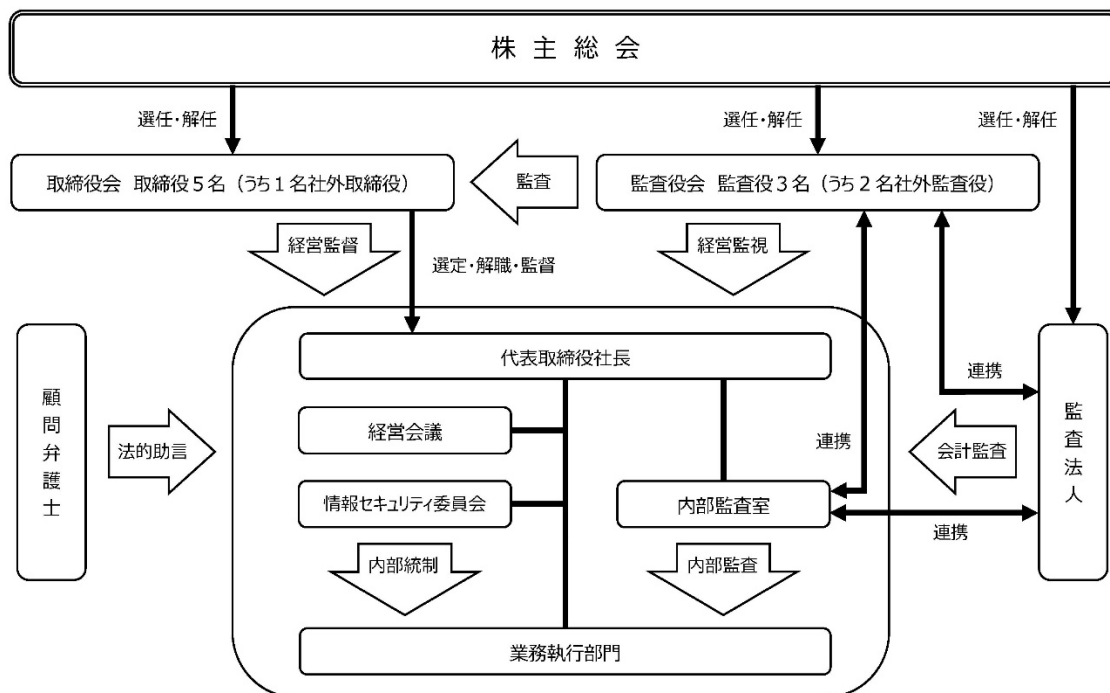
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

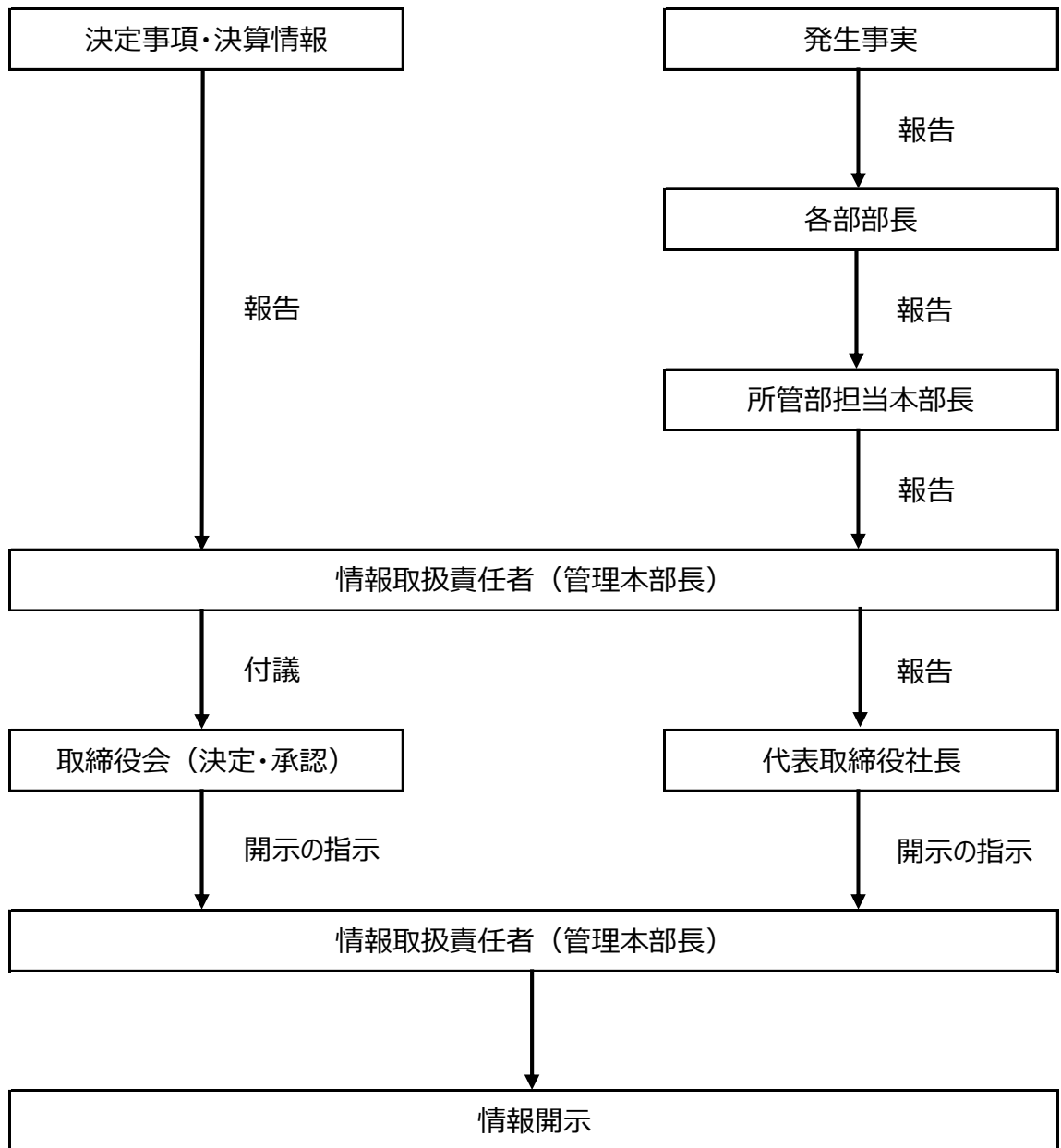
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以 上